

比治山トンネル非常警報設備保守点検業務仕様書

1 適用

本仕様書は、比治山トンネル非常警報設備保守点検業務（以下「業務」という。）に適用するものである。

2 目的

本業務は、比治山トンネル非常警報設備を良好な状態に保ち、災害防止と諸交通の安全を図ることを目的とする。

3 受注者の負担の範囲

保守点検に必要な車両、工具及び計測機器等は、設備機器に付属して設置してあるものを除き、受注者の負担とする。

4 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5 委託業務実施計画書

受注者は、業務の実施に先立ち、業務実施計画書（実施工程表及び緊急時における連絡先・対応体制等を記載した緊急連絡表を添付）を発注者に提出し、承諾を受けること。

ただし、軽微な業務等で発注者が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

6 現場責任者

受注者は、業務実施に先立ち業務を実施するにあたり必要な資格を有している者を現場責任者として選出し、氏名、住所を現場責任者届にて報告するとともに、資格を有していることを証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受けること。

なお、現場責任者が変更になった場合も、同様とする。

7 従業員

受注者は、業務実施に先立ち従業員届に当該業務に従事する従業員（以下「従業員」という。）の氏名、住所を記載し、発注者に提出し、承諾を受けること。

なお、従業員が変更になった場合も同様とする。

8 発注者の立会

業務実施にあたり、発注者の立会を求める場合は、あらかじめ書面にて申し出ること。

9 疑義に対する協議等

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者において協議し、決定するものとする。

比治山トンネル非常警報設備保守点検業務特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、比治山トンネル非常警報設備保守点検業務に適用する。

2 目的

本業務は、比治山トンネル非常警報設備について、専門的知見から点検又は測定等により劣化状況及び不具合の状況を把握し、保守等を講じることにより、所定の機能を維持するとともに、故障等を未然に防止し、諸交通の安全を図ることを目的とする。

3 業務内容

(a) 対象設備

施設名称：トンネル内非常警報設備

- ・押ボタン式通報装置 10台
- ・防犯用押ボタン式（ベル付） 12台
- ・非常電話 2台

(b) 点検内容

点検内容、点検項目及び点検方法について、別紙「比治山トンネル非常警報設備 点検書」に基づき点検を実施すること。

点検の結果、各設備について、修理又は部品の交換等の処理が必要な場合は、発注者と協議し、その指示に従い適切な処置を講ずること。

(c) 点検工程

点検実施月については、別紙「点検工程表」に基づき実施すること。

点検実施日については、事前に点検予定表を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。

(d) 故障時等の対応

受注者は、点検の実施にあたって、各設備の異常及び故障により、正常に作動しないことを発見した場合は、直ちに措置を行い発注者へ報告すること。

受注者は、不慮の事故及び故障等の緊急時に発注者から連絡があった場合は、即時に現地へ到着し復旧対策等を実施できる体制を有さなければならない。

4 業務の報告

- (a) 受注者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書（点検総括、点検書及び点検状況写真を添付）を発注者へ提出し、検査員の検査を受けること。

- (b) 不慮の事故及び故障等の緊急時に現地に到着し、復旧対策等を実施した場合は、その内容及び原因等記載した、緊急出動報告書（作業前、作業中及び作業後の写真を添付）を発注者へ提出すること。

5 疑義等

本業務を実施するにあたり、疑義が生じた場合は又は本特記仕様書に定められていない事項については、発注者と協議し決定するものとする。

点 検 工 程 表

年・月	令和8												
	令和7												計
保守管理	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
点検回数			1						1				2回
合 計													2回

※なお、保守管理は通年（令和7年4月～令和8年3月）行うものとする。

比治山トンネル非常警報設備 点検書

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (1/11)

トンネル非常警報装置(主制御装置) 設置場所 比治山本町

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。 タッチパネルの表示を確認する。	○		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。 端子台で各部電圧を測定する。	○		
3	情報送受信信号の確認	レベル計、周波数カウンタを用いて信号送出レベル、受信レベル、送信周波数、最低受信感度を測定する。	○		
4	蓄電池の確認	整流器出力電圧、蓄電池電圧等の点検を行う。 蓄電池の電圧を測定する。	○		
5	動作の確認	機側操作	○		
		遠方制御	○		
		通話試験	○		
		警報表示試験	○		
		ランプスイッチ試験	○		
停電時動作試験	○	交流入力を遮断し、30分経過後作動させて、10分間以上の動作を確認。			
総合動作試験	○	押卸発信器の操作により動作確認(2個)			

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (3/11)

点	検	日	天	候	点	検	者
		年	月	日			

トンネル非常警報装置(副制御機) 設置場所 南段原町

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。 タッチパネルの表示を確認する。	○		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。 端子台で各部電圧を測定する。	○		
3	蓄電池の確認	整流器出力電圧、蓄電池電圧等の点検を行う。 蓄電池の電圧を測定する。	○		
4	動作の確認	副制御機から手動操作により、各表示、サイレン動作、点滅灯の動作確認を行う。	○		
		各表示、サイレン動作、点滅灯の動作を受信制御機からの操作により動作確認を行う。	○		
		主制御機～副制御機、受信制御機間の通話試験を行う。	○		
		局断線、機器故障、ヒューズ断等の故障表示及び動作確認。	○		
		ランプ点灯、各スイッチの動作確認を行う。 タッチパネルの動作確認を行う。	○		
停電時動作試験	交流入力を遮断し、30分経過後作動させて、10分間以上の動作を確認。	○			
総合動作試験	押釦発信器の操作により動作確認(2個)	○			
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

トンネル非常警報装置(表示板) 設置場所 比治山本町

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。	○		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。	○		
3	動作の確認	機側操作	○		
		停電時動作試験	○		
		総合動作試験	○		
4	外観点検	表示板及びポールの損傷、発錆、汚損、漏水の有無	○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
6	機器の清掃等	ウエス、刷毛、洗浄剤を利用して板内外部の清掃を行う。	○		

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (6/11)

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

トンネル非常警報装置(表示板) 設置場所 比治山本町～段原町

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
トンネル非常警報装置(押釦発信機)					
1	表示灯の確認	表示ランプの点灯確認し、球切れの場合交換する。	○		
2	動作の確認	押釦発信器スイッチを動作させ、発信器、確認灯、制御機、遠方監視制御装置の動作を確認し、又制御機から復帰操作を行い復帰の確認を行う。	○		
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
4	外観点検	保護板の損傷、変形、脱落等の有無。 外箱の損傷、発錆、汚損等の有無	○		
5	清掃	ウエス、刷毛、洗剤を利用して箱体内外部の汚れ、ごみを取り除く。	○		
トンネル非常警報装置(非常電話)					
1	表示灯の確認	表示ランプの点灯確認し、球切れの場合交換する。	○		
2	清掃	機器本体の内外面を清掃する。	○		

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (7/11)

点 検 日	天 候	点 検 者	点 検 者
年 月 日			

トンネル非常警報装置(表示板) 設置場所 南段原町

No.	保 守 点 検 項 目	保 守 点 検 内 容 及 び 判 定 基 準	点 検 周 期 (6ヵ月)	点 検 結 果 及 び 処 置 ・ 対 策	判 定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。	○		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。	○		
3	動作の確認	機側操作	○		
		停電時動作試験	○		
		総合動作試験	○		
4	外観点検	表示板及びポールの損傷、発錆、汚損、漏水の有無	○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
6	機器の清掃等	ウエス、刷毛、洗浄剤を利用して板内外部の清掃を行う。	○		

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (8/11)

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

トンネル非常警報装置(補助表示板) 設置場所 南段原町

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。	○		
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。	○		
3	動作の確認	副制御機から手動操作により、表示の動作確認を行う。	○		
	動作の確認	総合動作試験			
4	外観点検	表示板及びポールの損傷、発錆、汚損、漏水の有無	○		
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
6	機器の清掃等	ウエス、刷毛、洗浄剤を利用して板内外部の清掃を行う。	○		

比治山トンネル非常警報設備 点検書 (9/11)

トンネル非常警報装置(表示板) 設置場所 段原町～比治山

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
トンネル非常警報装置(押釦発信機)					
1	表示灯の確認	表示ランプの点灯確認し、球切れの場合交換する。	○		
2	動作の確認	押釦発信器スイッチを動作させ、発信器、確認灯、制御機、遠方監視制御装置の動作を確認し、又制御機から復帰操作を行い復帰の確認を行う。	○		
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
4	外観点検	保護板の損傷、変形、脱落等の有無。 外箱の損傷、発錆、汚損等の有無	○		
5	清掃	ウエス、刷毛、洗剤を利用して箱体内外部の汚れ、ごみを取り除く。	○		
トンネル非常警報装置(非常電話)					
1	表示灯の確認	表示ランプの点灯確認し、球切れの場合交換する。	○		
2	清掃	機器本体の内外面を清掃する。	○		

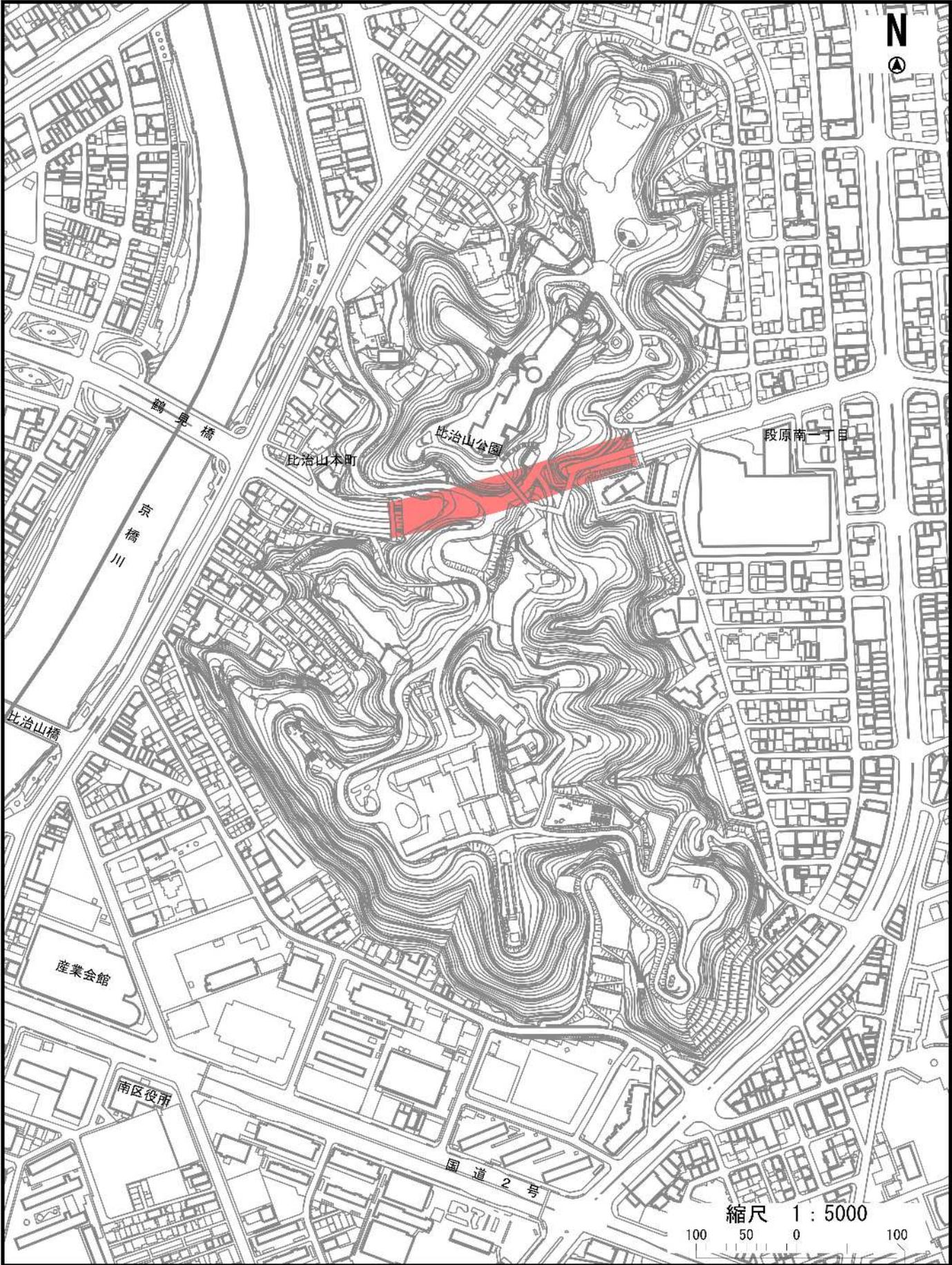
比治山トンネル非常警報設備 点検書 (10/11)

点検日	天候	点検者	点検者
年 月 日			

トンネル非常警報装置(受信制御機) 設置場所 南区役所

No.	保守点検項目	保守点検内容及び判定基準	点検周期 (6ヵ月)	点検結果及び処置・対策	判定
1	表示部の確認	表示ランプが点灯し、正常であることを確認する。 タッチパネルの表示を確認する。	○		
2	電源電圧測定	チェック端子等で各部電圧を電圧計で測定する。 端子台で各部電圧を測定する。	○		
3	情報送受信信号測定	レベル計、周波数カウンターを用いて信号送しレベル、受信レベル、送信周波数、最低受信感度を測定する。	○		
4	蓄電池の確認	整流器出力電圧、蓄電池電圧等の点検を行う。 蓄電池の電圧を測定する。	○		
5	動作の確認	遠方制御	○		
		通話試験	○		
		警報表示試験	○		
		停電時動作試験	○		
		総合動作試験	○		
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。	○		
7	清掃	ウエス、刷毛を利用して箱体内外部の清掃を行う。	○		

位置図



業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

令和 7 年度	一般-特別 会計	款 土木費	項 道路橋りょう費	目 道路橋りょう総務費	所属 南区維持管理課	設計 R7・2	提出 R7・2	一直営 請負	競争入札 随意契約
設計金額 金		業務名 円 比治山トンネル非常警報設備保守点検業務			業務場所 南区比治山本町		工期 一日間 令和 7年4月1日から令和 8年3月31日まで		
施行(変更)理由 本業務は、比治山トンネルの非常警報設備が正常に機能する状態を保つため、保守点検を行い非常時の安全の確保を図るものである。									
設計概要 非常警報設備保守点検業務 年 2回									

